

厚生労働省より事業者各位への周知依頼 4 点のご案内

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部より全国製麺協同組合連合会に対し、以下 4 点に周知依頼がありました。URL のリンク先などを参考にご覧ください。

- ① ストレスチェック制度に係る政省令改正について
- ② 令和 8 年 8 月 1 日から、育児休業等給付の申請手続きを見直します
- ③ 「JICA Networking Fair in Autumn 2026」について
- ④ 個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定について

以上

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

① ストレスチェック制度に係る政省令改正について

令和 10 年 4 月 1 日から、労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！

ストレスチェックとは、事業者による職場のメンタルヘルス対策への取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて職場のストレス要因の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

■労働者数 50 人未満の小規模事業者の方 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70761.html

- ・ [労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について](#)
- ・ [小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル](#)
- ・ [小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル概要版](#)
- ・ [労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！](#)

【専門スタッフの支援】

産保センター（47 都道府県に設置）では、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策についての相談対応や、事業場への訪問による制度導入支援等の各種支援サービスを無料で提供しています。

- ・ [産業保健総合支援センター（さんぽセンター） | JOHAS\(労働者健康安全機構\)](#)

【サポートダイヤル】

- ・ ストレスチェック制度サポートダイヤル | JOHAS(労働者健康安全機構)

TEL：0570-031050（全国統一ナビダイヤル）※通話料がかかります。

営業時間：10：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

【こころの耳】

「こころの耳」は厚生労働省が委託事業として運営しており、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報や、取組事例等の職場のメンタルヘルスに関する様々なコンテンツを提供しているほか、働く方等からのメンタルヘルス不調等の相談に対応しています。

- ・ [ストレスチェック制度について（労働者数 50 人未満の事業場） | こころの耳：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト](#)
- ・ [職場のメンタルヘルス対策の取組事例 検索結果 | こころの耳：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト](#)
- ・ [こころの耳の相談窓口 | こころの耳：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト](#)

② 令和 8 年 8 月 1 日から、育児休業等給付の申請手続きを見直します

育児休業等給付の申請手続きにつきまして、事業所等の負担軽減を図り、以下の通り事務取扱いを見直します。

■ [令和 8 年 8 月 1 日から育児休業等給付の申請手続きを見直します \[384KB\]](#)

【育児休業等給付】

子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金が支給されます。

■ [育児休業等給付について | 厚生労働省](#)

・給付金の申請先は、[事業所の所在地を管轄するハローワーク](#)になります。

【問合せ先】

育児休業等給付コールセンター

TEL：0570-200-406（平日 8:30～17:15 ※土日祝日を除く）

※通話料がかかります。

③「JICA Networking Fair in Autumn 2026」について

独立行政法人国際協力機構（JICA）、一般財団法人日本国際協力センター

高度外国人材のインターンシップ・採用、ビジネス連携、海外事業展開をご検討されている日本の民間企業・団体と JICA 留学生とのネットワークを形成いただく機会として「JICA Networking Fair in Autumn 2026」を無料開催します。

■[JICA 開発大学院連携/JICA チェア | 事業について - JICA](#)

- ・ [JICA Networking Fair in Autumn 2026](#)
- ・ [JICA Networking Fair in Autumn 2026 \(企業交流会\) | ニュース・広報 - JICA](#)
- ・ [企業・団体の皆さまへ \(JICA 留学生インターンシッププログラム\) | 事業について - JICA](#)

◇◇ JICA Networking Fair in Autumn 2026 ◇◇

- ・ 日時： 2026 年 10 月 30 日（金）10:00～17:00
 - ・ 会場： マイドームおおさか 2 F B・C・Dホール（大阪府大阪市中央区本町橋 2 番 5 号）
 - ・ 使用言語：英語
 - ・ 申込締切：2026 年 9 月 18 日（金）17:00
 - ・ 申込方法：[ご参加者様向けお申込みフォーム／事前確認事項 JICA Networking Fair in Autumn 2026 \(ページ 1/16\)](#)
 - ・ 参加対象：
 - (1) 以下にご関心のある企業・団体様
 - ・ JICA 留学生（日本の大学院で学ぶ社会人留学生、英語人材）のインターンシップ受入
 - ・ アフリカ、アジア、大洋州、中南米、中東、欧州におけるビジネス展開 JICA 留学生とのビジネス連携
 - ・ JICA 留学生を介した企業・団体のグローバル化に役立つ情報収集や JICA とのビジネス連携
 - (2) JICA 留学生 約 300 名
- ※ JICA 留学生は、JICA が提供するプログラムにより、日本の大学院の修士課程または博士課程で英語で学ぶ人材であり、アジア、アフリカ、大洋州、中南米など開発途上国で課題解決に取り組む行政官、研究者、民間人材の方々です。
- ※ 当日は出展ブースでの留学生との交流の他、ご参加企業・団体様間の交流会もございます。

<事前オンラインセミナーのご案内>

本フェアの実施に先立ち、フェアへの参加や JICA 留学生のインターンシップの受入を新たに検討されている企業・団体様を対象に、事前オンラインセミナーを開催します。お気軽にご参加ください。

- ・日時： 2026 年 7 月 27 日（月）14:00-14:30（予定）
- ・実施方法：Zoom ミーティング
- ・申込締切：2026 年 7 月 23 日（木）17:00
- ・申込方法：[ご参加者様向けお申込みフォーム／事前確認事項 JICA Networking Fair in Autumn 2026（ページ 1/16）](#)
（上記企業交流会の参加申込みと同じフォームです。）

【本事業に関する問い合わせ】

一般財団法人日本国際協力センター（JICE）
国際研修部グローバル人材育成課 インターンシップチーム

TEL：03-6838-2717

E-mail：jica-internship@jice.org

④ 個人事業者等の業務上災害の報告に係る規定について

労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が、令和 9 年 1 月 1 日から施行されることとなっております。

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

改正法や施行通達等の内容について御理解いただくとともに、適切な対応が図られるようご協力お願い申し上げます。

■[労働安全衛生法の改正について - 厚生労働省 | 厚生労働省](#)

- ・ 施行通達：[労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について](#)
- ・ 改正法：[労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）の概要](#)

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

〒104-0033

東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル 5 F

TEL：03-3523-4903

E-mail：roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp